

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第444会計隊長 藤澤 竹広

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5S8P1KT02030		5SY11A10023 0001					
品名 または 件名							
宮古島（7）訓練場警備システム修理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊 保良訓練場				陸上自衛隊 保良訓練場			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
陸上自衛隊 保良訓練場				令和8年3月31日（火）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年2月19日（木）13時30分 第444会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり。

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- カ 参加年度は令和7・8・9年度とし、競争参加地域は「九州・沖縄地域」に該当する者であること。

(2) 保証金に関する事項

- ア 入札保証金：免除
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：免除
但し、契約者が契約上のその義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

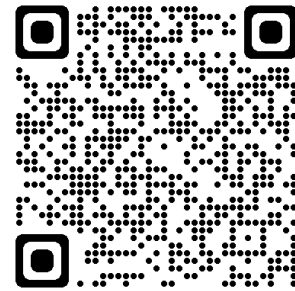
(3) 公告の掲示場所

- ア 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- イ 宮古島商工会議所
- ウ 西部方面隊ホームページ
(令和7年度 物品・役務を Click)

URL

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-finan/kou/R6ippan.htm>

QRコード



(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札決定方法

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書作成の要否

- ア 契約書の作成を提出すること。ただし、50万円を超えない場合は作成を省略する。
- イ 作成の細部要領については落札決定後落札者に説明する。
- ウ 適用する条項
 - 「 役務請負契約条項 」
 - 「 談合等の不正行為に関する特約条項 」
 - 「 暴力団排除に関する特約条項 」
- エ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(7) 入札の無効

- ア 第1項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項、押印を省略しない場合は押印が不明瞭なもの。
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(8) その他

- ア 仕様については問い合わせをすること。
- イ 入札に参加するものは、**令和8年2月17日（火）17時まで**に下記の書類を提出すること。
 - (ア) 資格審査結果通知書（写）（FAX可）
 - (イ) 入札に関する委任等を受けた者は、委任状
 - (ウ) 市場価格調査書（様式は随意、FAX可）
- ウ 郵便による入札書の提出は、**令和8年2月18日（水）17時まで**に必着すること。
気象の影響を受けやすい特性のため早目の処置をされたい（電話・電報・FAXは認めない）
- エ 入札書については陸上自衛隊宮古島駐屯地 会計隊契約班及び西部方面隊ホームページにて配布する。
なお、直接受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 入札日当日に不調となり再度の入札を行う場合は別示する。

(9) 問い合わせ先

入札に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊 契約班 担当：草場

TEL : (0980) 76-6661 (内線344)

FAX : (0980) 76-6712 (直通)

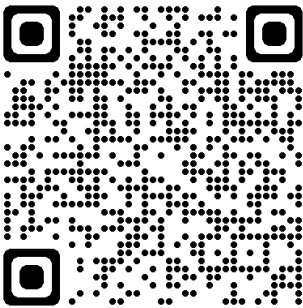
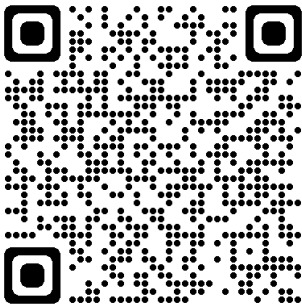
Mail : 444fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地 宮古島駐屯地 業務隊総務科 担当：須藤

TEL (0980) 76-6661 (内線438)

(10) その他様式等

陸上自衛隊入札及び契約の心得	陸上自衛隊駐屯地用標準契約書
	

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
宮古島（7）訓練場警備システム 修理	防衛大臣承認	
	作 成	令和8年1月30日
	変 更	
	作成部隊等名	宮古島駐屯地業務隊総務科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊保良訓練場において実施する「宮古島（7）訓練場警備システム修理」について規定する。

1.2 実施場所

沖縄県宮古島市城辺野字保良390 陸上自衛隊保良訓練場 陸上自衛隊保良訓練場

1.3 業務（役務）内容

保良訓練場内に設置されている警備システムの修理を実施する。

1.4 修理内容

修理内容は以下機器の取替を実施する。

品 名	機器規格	数 量
IP インカム IP 標準端末	N-8610S	1台
AC アダプター	AD-1215P	1台
フェンスセンサーケーブル	官給品支給による	

2 役務に関する要求

2.1 本役務は、令和8年3月31日までに完了するものとする。

2.2 本役務は、本仕様書及び機器メーカー取扱い説明書により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は監督官と協議のうえ実施する。

2.3 発生材については、部隊側に引き渡すこと

2.4 本役務の実施に際し疑義が生じた場合は監督官と協議してその指示に従うものとする。

2.5 施設等には損傷を与えないように十分注意して作業すること。万一、施設等に損傷を与えた場合には速やかに監督官に報告し監督官の指示するところ請負業者の責任で原形復旧する。

2.6 本役務に際しては、安全管理に十分注意を払い、火災予防及び事故防止に留意し、万一事故が発生した場合においても監督官は一切責任を負わないものとする。

2.7 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(総画素数80万画素数以上及びファイル形式JPEG)を使用し、着手前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。

2.8 警備システムの修理要領に関する技術的な諸調整は、受注者の責任において実施する。

2.9 作業時間は原則として平日0815～1700とし、休日の作業は監督官と協議する。

- 2.10 役務の実施に伴い発生した廃棄物等においては、請負者の責任において持ち帰る等適正に処理する。
- 2.11 本役務に必要な工具、計測器等の機材や消耗品等は受注者の負担とする。
- 2.12 本役務において施工した警備システムについては既存の警備システム(SECOM 株式会社製)と設定調整を行い連動させること
- 2.13 各機器については役務実施後に全て試運転動作試験を実施すること

3 実施要領

- 3.1 請負者は、作業を開始する前及び終了時に監督官等に報告をする。
- 3.2 役務について不明な点は、速やかに監督官等に申し出て、指示を受けるものとする。

4 秘密保全

- 4.1 本仕様書に基づく役務の実施する場所以外への立ち入りを禁ずる。
- 4.2 役務実施場所以外への立ち入りを必要とする場合は、官側の許可を得ること
- 4.3 請負者は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表等を監督官側の許可なく行ってはならない。

5 提出書類等

- 5.1 請負者は工程表を監督官へ提出する。
- 5.2 各機器の点検・検査記録書を監督官へ1部提出する。
- 5.3 その他監督官の指示する書類について提出すること